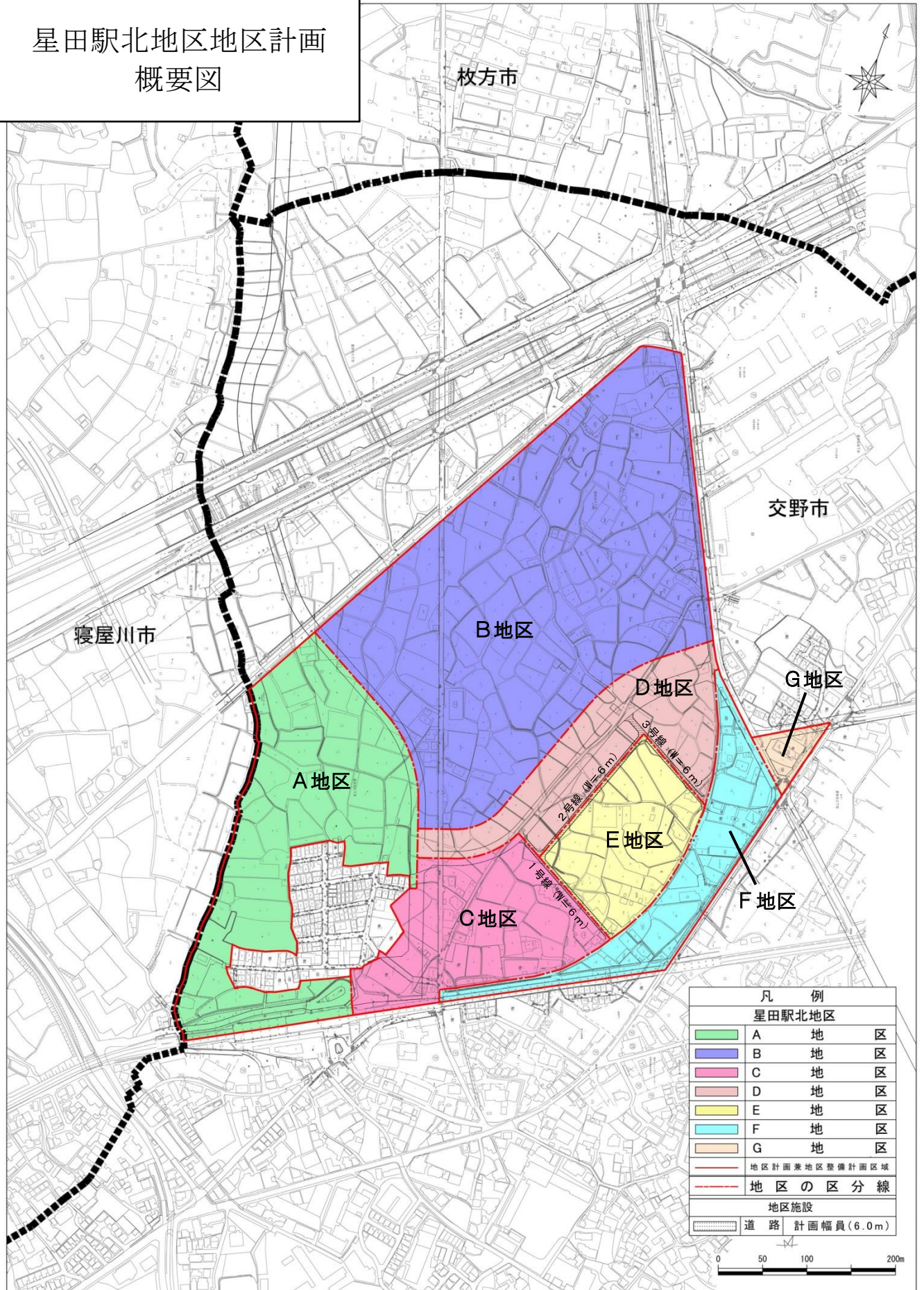


星田駅北地区地区計画 概要図



凡 例		
星田駅北地区		
	A	地 区
	B	地 区
	C	地 区
	D	地 区
	E	地 区
	F	地 区
	G	地 区
	地区計画兼地区整備計画区域	
	地区の区分線	
地区施設		
	道 路 計 画 幅 員 (6.0 m)	

星田駅北地区地区計画（地区整備計画）概要

地区施設の配置及び規模		1. 地区施設道路 1号線 幅員6m 延長約147m、2号線 幅員6m 延長約176m、3号線 幅員6m 延長約127m							
地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	G地区	
	地区の面積	約5.9ha	約12.7ha	約3.3ha	約2.9ha	約2.2ha	約2.3ha	約0.3ha	
用途地域など		第一種中高層住居専用地域（容積率200%、建ぺい率60%）、準防火地域、第2種高度地区、土地区画整理事業（詳細な内容及び他の規制については別途確認してください。）	準工業地域（容積率200%、建ぺい率60%）、準防火地域、高度地区無指定、土地区画整理事業（詳細な内容及び他の規制については別途確認してください。）	近隣商業地域（容積率300%、建ぺい率80%）、準防火地域、高度地区無指定、土地区画整理事業（詳細な内容及び他の規制については別途確認してください。）	第一種住居専用地域（容積率200%、建ぺい率60%）、準防火地域、第3種高度地区、土地区画整理事業（詳細な内容及び他の規制については別途確認してください。）	第一種中高層住居専用地域（容積率200%、建ぺい率60%）、準防火地域、第2種高度地区、土地区画整理事業（詳細な内容及び他の規制については別途確認してください。）	第一種住居専用地域（容積率200%、建ぺい率60%）、準防火地域、第3種高度地区（詳細な内容及び他の規制については別途確認してください。）	準工業地域（容積率200%、建ぺい率60%）、準防火地域、高度地区無指定（詳細な内容及び他の規制については別途確認してください。）	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（を）項第5号及び第6号に掲げるもの	次の号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（を）項第2号及び第3号に掲げるもの (2) 法別表第2（わ）項第8号に掲げるもの	次の号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（わ）項第8号に掲げるもの	次の号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号から第6号までに掲げるもの	次の号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（を）項第5号及び第6号に掲げるもの (2) 法別表第2（わ）項第5号に掲げるもの（法別表第2（い）項第2号に掲げるものを除く。） (3) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）	次の号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号から第6号までに掲げるもの (2) 法別表第2（わ）項第8号に掲げるもの	次の号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（を）項第2号及び第3号に掲げるもの (2) 法別表第2（わ）項第8号に掲げるもの
		建築物の敷地面積の最低限度	120㎡ ただし、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条の規定による仮換地の指定又は同法第103条の規定による換地処分において、減歩により止むを得ず、120㎡未満となる場合、また、本地区計画の都市計画決定告示の日において現に存する建築物の敷地については、この限りでない。	—	120㎡ ただし、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条の規定による仮換地の指定又は同法第103条の規定による換地処分において、減歩により止むを得ず、120㎡未満となる場合、また、本地区計画の都市計画決定告示の日において現に存する建築物の敷地については、この限りでない。	120㎡ ただし、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条の規定による仮換地の指定又は同法第103条の規定による換地処分において、減歩により止むを得ず、120㎡未満となる場合、また、本地区計画の都市計画決定告示の日において現に存する建築物の敷地については、この限りでない。	120㎡ ただし、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条の規定による仮換地の指定又は同法第103条の規定による換地処分において、減歩により止むを得ず、120㎡未満となる場合、また、本地区計画の都市計画決定告示の日において現に存する建築物の敷地については、この限りでない。	—	—
		建築物等の高さの最高限度	12m	—	—	—	10m	—	—
		壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、道路に面する部分にあっては、1m以上、その他の部分は0.5m以上とする。	—	—	建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、道路に面する部分にあっては、1m以上、その他の部分は0.5m以上とする。	建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、道路に面する部分にあっては、1m以上、その他の部分は0.5m以上とする。	建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、0.5m以上とする。	—
		建築物の緑化率の最低限度	敷地面積の20%						
		かき又はさくの構造の制限	道路に面する側に、かき又はさくを設ける場合は、生垣若しくは透視可能なもの（ネットフェンス、鉄柵等）とし、ブロック塀、その他これらに類するものは築造してはならない。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りではない。 (1) 高さが0.6m以下のもの (2) 門 (3) 門の袖で、その長さが2.0m以下のもの (4) 道路境界線までの距離を1m以上とし、道路沿いに幅1m以上の植栽帯を施す場合（植栽帯は中高木の植栽に努めるものとする。）						

都市計画決定 平成30年3月28日

建築条例施行 平成30年4月1日

※上記の建築基準法は平成30年4月1日改正時点のものです。